

堺市公報 号外第32号	令和8年9月30日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<条例>

○堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 【総務局人事部人事課】	2
○堺市南部大阪都市計画新金岡町2丁地区地区計画の区域内における建築物の制限 等に関する条例 【建築都市局開発調整部建築安全課】	3
○堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 【消防局総務部総務課】	6

本号で公布された条例のあらまし

○堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第40号）

職員が被害者参加人として裁判所等へ出頭する場合に特別休暇を取得できることとするもの

○堺市南部大阪都市計画新金岡町2丁地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例（令和8年条例第41号）

南部大阪都市計画新金岡町2丁地区地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途の制限並びに用途の制限の緩和について定めるもの

○堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和8年条例第42号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市の非常勤消防団員等及び消防作業従事者等に対する損害補償のうち葬祭補償の定額部分の金額について引上げを行うもの

条 例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第40号

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第11条の規定は、令和8年6月1日から適用する。

堺市南部大阪都市計画新金岡町2丁地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例を公布する。

令和8年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第41号

堺市南部大阪都市計画新金岡町2丁地区地区計画
の区域内における建築物の制限等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項及び第5項の規定に基づき、南部大阪都市計画新金岡町2丁地区地区計画（令和8年告示第69号。以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限並びに用途に関する制限の緩和について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特段の定めのない限り、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）に定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（以下「適用区域」という。）に適用する。

(地区の区分及び名称)

第4条 この条例における地区の区分及び名称は、地区計画に定めるところによる。

(建築物の用途の制限)

第5条 利便施設地区の区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1) 法別表第2（い）項第1号から第3号までに掲げる建築物

(2) 地区施設の広場においては、休憩所及び公衆便所以外の建築物

2 住宅地区の区域内においては、法別表第2（い）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(建築物の用途の制限の緩和)

第6条 利便施設地区の区域内においては、法第48条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。ただし、第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物については、その用途に供する部分の床面積の合計は10,000平方メートル以下でなければならない。

(1) 次に掲げる建築物（法別表第2（は）項第5号に掲げるものを除く。）

ア 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

イ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗

ウ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの

エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

オ 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店

カ 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

(2) 劇場、映画館、演芸場及び観覧場

(3) ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの

(4) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、体育館、スポーツの練習場その他これらに類するもの

(5) 事務所

(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（自動車車庫を除く。）

(7) 建築物に附属する自動車車庫で政令第130条の8第1号に掲げるもの（法別表第2（は）項第8号に掲げるものを除く。）

（壁面の位置の制限）

第7条 適用区域内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、地盤面下の部分又は公共の用に供する歩行者デッキ若しくは階段、歩行に支障のないひさし若しくは歩廊の柱その他これらに類するものについては、この限りでない。

(建築物の高さの最高限度)

第8条 住宅地区の区域内においては、建築物の高さは、12メートル以下でなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第7条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(3) 法第87条第2項の規定により建築物（同条第3項の建築物を除く。）の用途を変更する場合において準用される第5条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、当該違反が建築主の故意によるものであるときは、同号に規定する者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第42号

堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の堺市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第21条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の堺市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第21条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第9条の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第21条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。